

設 計 書

単価年度 令和6年 2月度

場 所	福山市駅家町外6か町地内		
名 称	水道メーター取替業務委託（北部ブロック）		
金 額	設 計 金 額	円	
設 計 概 要	水道メーター取替 φ13mmL 1,532個 水道メーター取替 φ13mmS 483個 水道メーター取替 φ20mm 1,999個 水道メーター取替 φ25mm 98個 水道メーター取替 φ40mm 59個 水道メーター取替 φ50mm 23個 水道メーター取替 φ75mm 7個		

本 業 務 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細別／規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接業務費								
共通仮設費								
		共通仮設費率計算額		式	1			
		共通仮設費 積上額計		式	1			
		運搬費						
			メーター配置・配送費	式	1			第13号明細表
		準備費						
			チラシ配布・配送費	式	1			第15号明細表, A2000//3
純業務費								
		現場管理費						

本 業 務 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細別／規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		現場管理費率計算額		式	1			
業務原価								
	一般管理費等							
		一般管理費率計算額		式	1			
業務価格								
消費税相当額				式	1			
本業務費								

直 接 業 務 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細別/規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
メーター取替業務				式	1			Y1000//1
	メーター取替業務費		φ 13mm ロング	個	1,532			第1号明細表, A1000//1
	メーター取替業務費		φ 13mm ショート	個	483			第2号明細表, A1000//16
	メーター取替業務費		φ 20mm	個	1,999			第3号明細表, A1000//2
	メーター取替業務費		φ 25mm	個	98			第4号明細表, A1000//3
	メーター取替業務費		φ 40mm	個	59			第5号明細表, A1000//4
	メーター取替業務費		φ 50mm (フランジ・タテ型)	個	23			第6号明細表, A1000//6
	メーター取替業務費		φ 50mm (ユニオン型)	個	0			第7号明細表, A1000//6
	メーター取替業務費		φ 75mm (フランジ・タテ型)	個	7			第8号明細表, A1000//6
	メーター取替業務費		φ 100mm (フランジ・タテ型)	個	0			第9号明細表, A1000//6

直 接 業 務 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細別/規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	メーター取替業務費		φ150mm (フランジ・タテ型)	個	0			第10号明細表, A1000//1
	メーター取替業務費		φ200mm (フランジ・ヨコ型)	個	0			第11号明細表, A1000//1
	メーター取替業務費		φ250mm (フランジ・ヨコ型)	個	0			第12号明細表, A1000//16
直接業務費計								

第13号明細表
A2000-0000-03

メーター配置・配送費 1式当り明細表

種別：
形状：
備考：

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
メーター配置・配送費	φ 13mmL	個	1,532				
メーター配置・配送費	φ 13mmS	個	483				
メーター配置・配送費	φ 20mm	個	1,999				
メーター配置・配送費	φ 25mm	個	98				
メーター配置・配送費	φ 40mm	個	59				
メーター配置・配送費	φ 50mm (フランジ・タテ)	個	23				
メーター配置・配送費	φ 50mm (ユニオン型)	個	0				
メーター配置・配送費	φ 75mm (フランジ・タテ)	個	7				
メーター配置・配送費	φ 100mm (フランジ・タテ)	個	0				
メーター配置・配送費	φ 150mm (フランジ・タテ)	個	0				

第14号明細表
A2000-0000-03

メーター配置・配送費 1式当り明細表

種別：
形状：
備考：

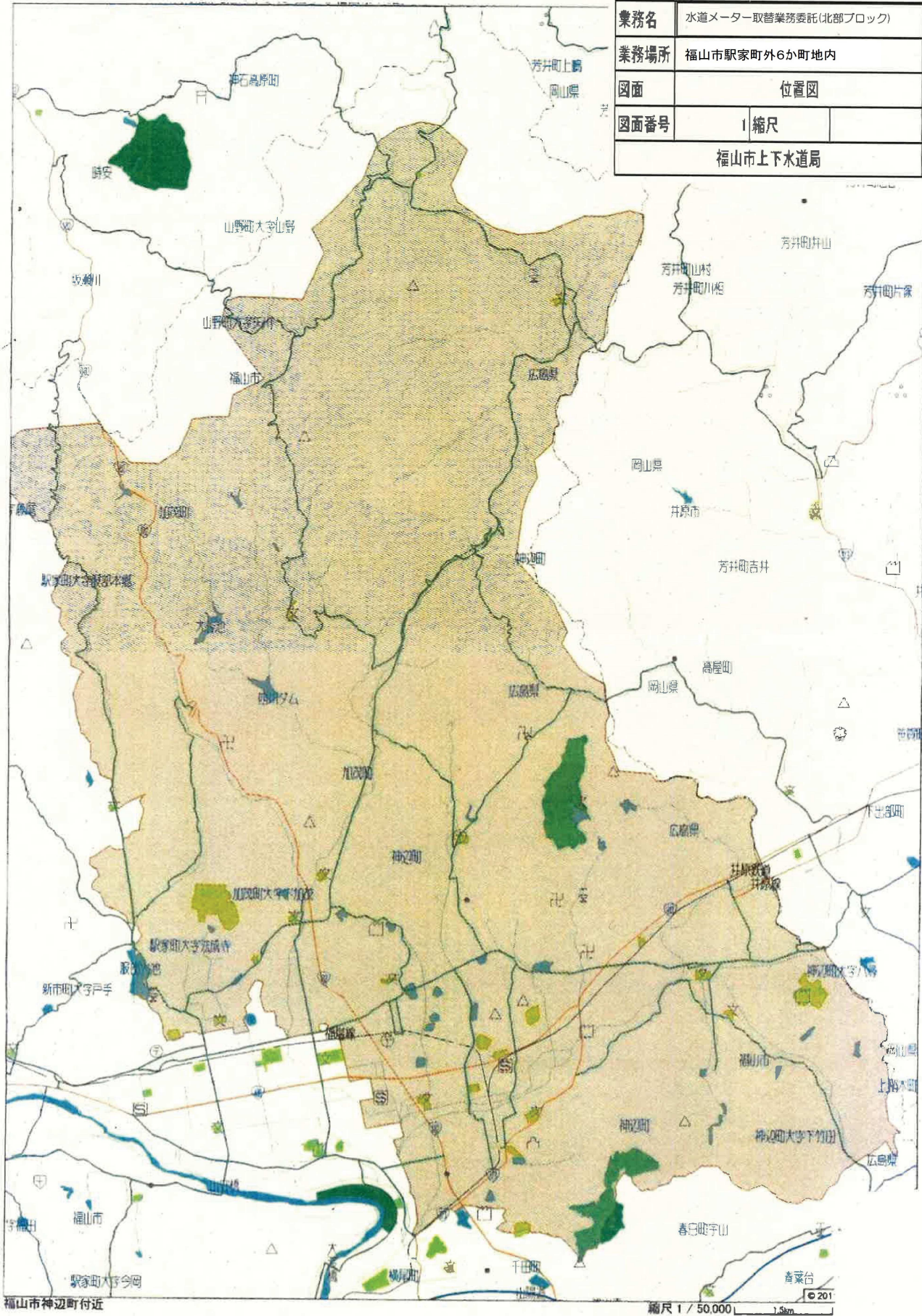
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
メーター配置・配送費	φ 200mm (フランジ・ヨコ)	個	0				
メーター配置・配送費	φ 250mm (フランジ・ヨコ)	個	0				
合 計		式	1				

水道メーター取替業務(北部ブロック)町名内訳及び月別取替内訳表

駅家町・加茂町・芦田町・山野町・新市町・神辺町・北匠町

口径 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
13L	107	181	150	109	48	79	340	129	207	9	131	42	1,532
13S				483									483
20	57	158	239	268	150	43	89	318	87	263	46	281	1,999
25		16	11	30			11	7	2	20	1		98
40	2	11		22		1	3	9		10		1	59
50	2	1		1		1	1	8	2	7			23
75	2			1			1		1	2			7
100													0
150													0
200													0
	170	367	400	914	198	124	445	471	299	311	178	324	
											総計		4,201

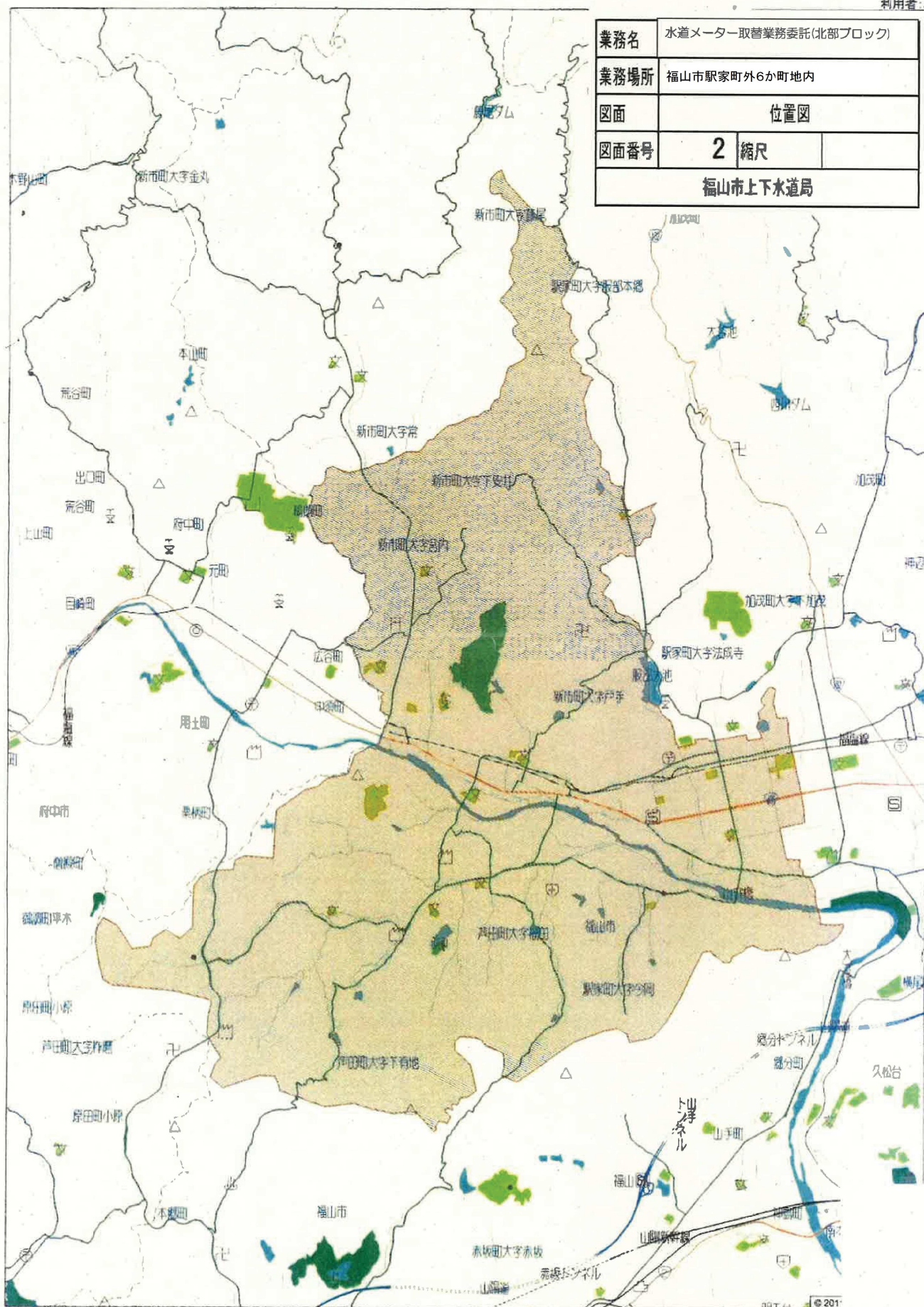
業務名	水道メーター取替業務委託(北部ブロック)	
業務場所	福山市駅家町外6か町地内	
図面	位置図	
図面番号	1 縮尺	
福山市上下水道局		



福山市神辺町付近

縮尺 1 / 50,000 1.5km

業務名	水道メーター取替業務委託(北部ブロック)	
業務場所	福山市駅家町外6カ町地内	
図面	位置図	
図面番号	2	縮尺
福山市上下水道局		



福山市新市町 大字戸手付近

縮尺 1 / 50,000 1.6km © 2011

特記仕様書

この仕様書は、福山市上下水道局（以下「局」という。）が発注する水道メーター取替業務の仕様を示すものである。

1 目的

この業務は、発注者が使用者又は所有者へ貸与した水道メーターを計量法に基づく検定期間満了前に新たなメーターに取替することを目的とする。

2 受注者の義務

受注者は、関係法令を遵守するとともに公正と信義に従い高い倫理感をもって業務を遂行すること。

3 設置メーターの確認

受注者は、メーター取替の指示（毎月、検定満期取替予定メーター一覧表と検満メーター取替伝票を渡す。）を受けた場合は、水道使用者と、取替日時の打合わせ及びメーターの設置場所の確認を行うこと。

なお、メーターが取替えられない場合は、担当者の指示に従うこと。

4 予定表の提出及び取替業務

受注者は、毎月、当該月の取替日時が決定した場合は、速やかに担当者に検定満期取替予定メーター一覧表（A3版・2部）を提出し、承認を得るとともに、当該月の取替については25日までは終わること。ただし、3月の取替については工期の15日前には業務を終わること。

5 メーターの受渡し

受注者は、前項の規定による取替日時の承認を得た後、メーター管理室（山手町五丁目30-35）において、メーターの受渡しを受けること。

6 メーターの取替業務について

(1) メーター取替業務従事者は、局が支給のメーター取替従事者証を着用すること。

なお、事前に「水道メーター取替従事者届」（様式1号）と資格証の写しを提出すること。（水道メーター取替従事者証が必要な場合は、写真（1枚・縦3cm×横2.5cmの胸から上部）を添える。）

(2) メーター取替業務にあたり、「水道メーターの取替について（お知らせ）」（様式2号）のチラシのみ配付し後日取替に伺うこと。

(3) メーター取替業務は、配管有資格者または、配管有資格者の指導をもって施工にあたり、現場の保安衛生等に万全の措置を講じ、安全に（保護帽を着用し）業務を行うこと。

なお、人身事故及び物損事故が発生した場合は、受注者の責任において速やかに処理するとともに担当者へ報告すること。

(4) メーターは、計量法の適用を受けた精密なメーターであるため、衝撃を与えないよう注意し、損傷のないよう取扱うこと。

(5) メーター取替業務開始前に、漏水の有無を確認し、漏水を発見した場合は、担当者の指示に従うこと。

- (6) 既設メーターと新設メーターの番号を照合し、「検満メーター取替伝票」に記入し、その後業務に着手すること。
 - (7) メーターを取外したときに雑物が給水管内に入らないよう注意して施工すること。
 - (8) メーターの取付け
 - ア 口径13mm～40mmのメーターの取付け
流水方向にメーター側面の矢印を一致させ、局支給のパッキンを使用し、取付けること。
また、この場合、パッキンで内径を小さくしないよう注意して締め付け、メーターが傾斜しないよう水平に取付けること。
 - イ 口径50mm以上のメーターの取付け
 - (ア) 流水方向にメーター側面の矢印を一致させ、局支給のフランジパッキン、フランジボルトナット（SUS製）を使用し、取付けること。
 - (イ) フランジパッキンは、原則として一次側2枚二次側2枚とする。
なお、フランジ間の寸法調整がビクトリックジョイントにて調整できない場合は、担当者の指示に従うこと。
 - (ウ) メーター前後の制水バルブの開閉は、受託者において行うこと。また、メーターを設置する場合には、メーターの設置前に、制水バルブで放水を行うとともに、バルブ開閉時に濁れ水（赤水）等が発生しないように制水バルブを徐々に開閉すること。
なお、メーター前後の制水バルブの開閉が困難な場合には、担当者の指示に従うこと。
- (9) メーター取替業務終了後、止水栓、制水バルブ等を開き、メーター近くの給水栓で通水の確認をするとともに、メーター以降のエアを十分に除去するよう、給水管内の水を放水すること。
なお、異常が生じた場合は、担当者の指示に従うこと。
- (10) メーター取替業務終了後、現場内にパッキン、ボルトナット等を飛散させないよう充分清掃を行うこと。
- (11) メーター取替にともなう修繕業務が生じた場合は、担当者の指示に従うこと。
- (12) 撤去したメーターは、外面の清掃（水洗い等）を行い、局に返納すること。
- (13) メーターの取替業務に際して使用者に損害等が発生した場合には、受注者の責任において速やかに対処するとともに、担当者に報告すること。
- (14) メーター取替後に逆取付又は不進行が判明した場合は、受注者は担当者の指示に従い局より新たにメーターを受け、その取替を行うものとし、取替えたメーターの修復に係る費用として、別途発行する納入通知書により局に支払うこと。
- (15) メーター取替後にユニオン漏水等が判明した場合は、受注者は担当者の指示に従い速やかに修理を行うものとし、二次側にあっては漏水に相当する金額を、別途発行する納入通知書により局に支払うこと。

7 単一隔測式メーターの取替業務について

前項の「メーターの取替業務について」に準じて行うこと。

- (1) 電子式遠隔指示メーターに取替後、付属品の電子メーター用ケーブルを既存のケーブルと入れ替えること。
- (2) 「検満メーター取替伝票」の既設メーター指示数は、メーター本体の指示数を記入するものとし、隔測装置における指示数を必ず備考欄に記入すること。
- (3) 新設メーターの設置後、遠隔指示装置の指示値と新設メーターの指示値を確認し、遠隔指示装置に封印を施すこと。

8 メーターの指示数確認について

メーター取替業務完了後、既設メーターと新設メーターの指示数を使用者に確認してもらうとともに、「検満メーター取替伝票」の指示数確認者の欄に押印してもらい「水道メーター取替のお知らせ」（検満メーター取替伝票二枚目）と「水道メーターの取り替えについて」（様式3号）を渡すこと。ただし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点より使用者から対面を拒否された場合は押印の必要はないが、指示数確認の主旨を説明し、了承を得ること。

なお、上記使用者が不在の場合、「水道メーターの取替のお知らせ」（検満メーター取替伝票二枚目）と「水道メーターの取り替えについて」（様式3号）を不在者宅に入れること。

また、押印のないものについては、メーター返納の時、担当者の確認印をもらうこと。

9 検収

メーターの取替業務により撤去したメーターは、検収まで指示数が変わらないようキャップ等の措置を行い、速やかに返納すること。撤去したメーターは、「検満メーター取替伝票」に「水道メーター取替報告書」（様式4号）を添えてメーター管理室に返納し、メーター担当者と水道メーター番号、指示数の確認を行い、これに合格したものを検収する。

10 機械器具

本取替業務に使用する機械器具等は、すべて受注者において準備すること。

11 メーター取替に伴う付属修繕業務及び撤去業務について

本業務受注者は、メーター取替に伴う付属修繕業務及び撤去業務についても受注し、その契約は、別途締結すること。

12 責任保障

取替業務完了後（取替日以降）取替部分については、12か月の保障期間をおくものとする。なお、取替部分の関連箇所の異常については、担当者の指示に従うこと。

13 支払について

本業務の支払は、毎月の出来高払いとし、出来高集計（設計）額に原契約委託率を乗じて得た額（千円止め）に、消費税及び地方消費税額を加算して支払うものとする。

なお、付属修繕工事の支払いは、毎月の支払金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

14 個人情報の適正な維持管理

- (1) 受注者は、この契約に基づく業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 前項の規定に違反して個人情報を第三者に漏らしたときは、個人情報の保護に関する法律により刑罰を科せられることがある。
- (3) 受注者は、メーター取替業務の内容及びデータを他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 受注者は、個人情報に係わる事故が発生したときは、直ちに担当者に対して口頭又は電話をもって連絡するとともに、遅滞なくその状況の書面をもって報告すること。

15 その他

- (1) 本特記仕様書に定めていない事項は、水道メーター事務取扱要綱による。
- (2) 本特記仕様書に関し疑義が生じた場合、協議を行い担当者の指示に従うこと。
- (3) 「水道メーター取替従事者届」(様式 1 号)・「水道メーターの取替について(お知らせ)」(様式 2 号)・「水道メーターの取り替えについて」(様式 3 号)・「水道メーター取替報告書」(様式 4 号)・「水道メーター取替業務に伴う付属修繕工事完了報告書」(様式 5 号)・「水道メーター取替付属修繕工事施工図」・「業務委託完了通知書」は、原稿を記録媒体で支給する。

水道メーター取替従事者届

年 月 日

福山市上下水道事業管理者 様

住 所

受注者 商号又は名称

代 表 者 名

印

水道メーター取替業務委託契約「特記仕様書6-(1)」により、次のとおりお届けします。

名 前	資 格		名 前	資 格

(様式1号)

お客さま番号

様

水道メーター定期取り替えに、ご協力をお願いします。

お客さまの水道メーターが、計量法で定める有効期限に近づいてきましたので無償で取り替えをさせていただきます。(検定有効期間 8 年間と定められています。)

取り替え予定日は、

月 日() 午前 ・ 午後

作業時間 10分程度

- ※ ご不在でも、取り替え工事をさせていただきます。
- ※ 取り替え日時の変更や立ち会いのご希望などございましたら、取り替え予定日の前日までに(お早めに)ご連絡をお願いします。
ご連絡がない場合は、上記日程で取り替えをさせていただきます。
- ※ 雨天等で取り替え予定の日時が変更になる場合があります。

- 取り替え工事費用は、**無料**です。
- 取り替え業者は福山市指定の給水装置工事事業者です。
- 取り替え工事担当者は上下水道局が発行した「水道メーター取替従事者証」を携帯してお伺いします。
- メーターボックスの上には物を置いたり、自動車を駐車しないでください。
- 犬はメーターボックスから離れてつないでください。
- ※ ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

お問合せ先

取り替え業者

担当者

連絡先 (昼間)

(夜間)

発注者 福山市上下水道局お客さまサービス課

TEL (084) 928-1509

お客さま番号

様

水道メーター定期取り替え完了について（お知らせ）

本日、お客さまの水道メーターが、計量法で定める有効期限に近づいてきましたので取り替えをさせていただきました。（検定有効期間は 8 年間と定められています。）

取り替え完了時間は、

月 日() 午前・午後 時 分

※ 取り替え工事費用は、**無料**です。

※ 取り替え後に水が出ない、出が悪いときは、取り替え業者へご連絡ください。

- 水道の使い始めに空気が混じる場合もありますので、ご注意ください。
出し始めに、パツ・パツと音がする。出し始めに、白く濁った水が出る場合は、蛇口からしばらく水を出すと、解消されます。

今回の取り替え工事について、お問合せ、漏水や不具合などがありましたら、お手数をおかけしますが、取り替え業者までご連絡を頂きますようお願いいたします。

お問合せ先

取り替え業者

担当者
連絡先（昼間）
（夜間）

発注者 福山市上下水道局お客さまサービス課

TEL (084) 928-1509

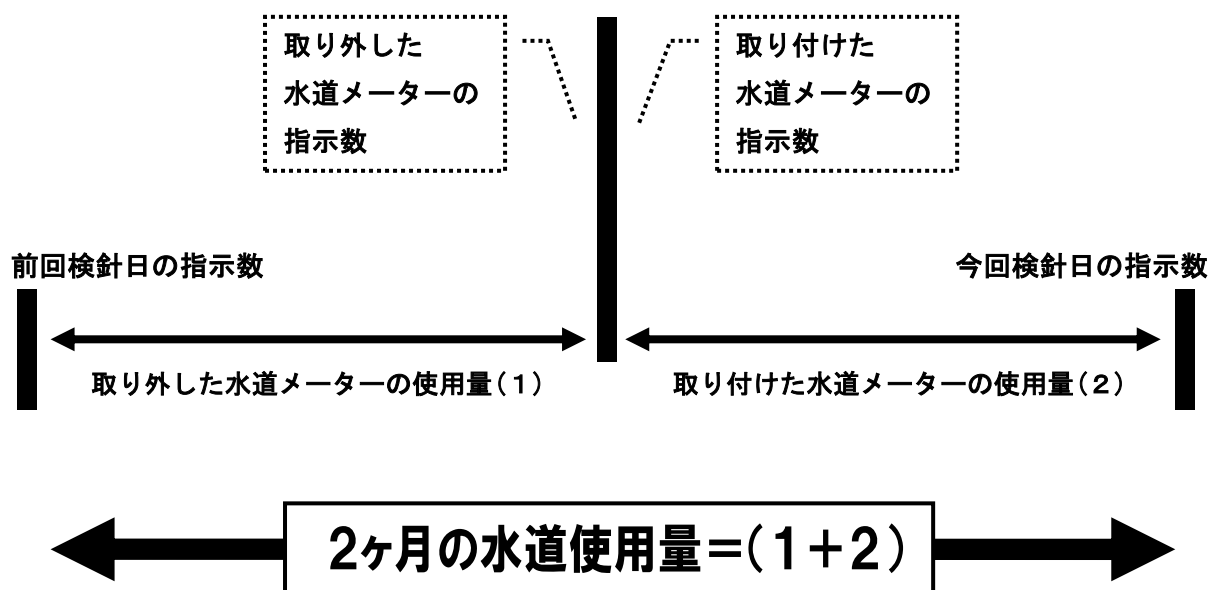
(様式 3 号)

裏面へ

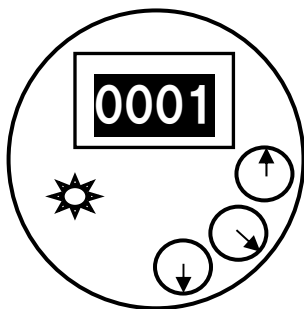


水道メーターを取り替えした際の水道の使用量について

水道メーター取替



取り替え後の水道メーターは、指示数が「ゼロ(0)」ではありません!



取り替えの水道メーターは、国の定める検定を行い、その検査で多少水を流しますので指示数が「ゼロ(0)」ではありません。

第一環境(株)

入力者	確認者	副所長	所長

お客さまサービス課

主務	課員	次長	課長



水道メーター取替報告書

福山市上下水道事業管理者 様

年 月 日

施行者

印

次のとおり、水道メーターの取替えをしましたので、水道メーター取替伝票及び撤去メーターを返却して報告します。

上下水道局	第一環境(株)	口 径	取替数量	口 径	取替数量	口 径	取替数量
		13mmS		40mm		150mm	
		13mmL		50mm		200mm	
		20mm		75mm		250mm	
		25mm		100mm			

(様式4号)

第一環境(株)

入力者	確認者	副所長	所長

お客さまサービス課

主務	課員	次長	課長



水道メーター取替報告書

福山市上下水道事業管理者 様

年 月 日

施行者

印

次のとおり、水道メーターの取替えをしましたので、水道メーター取替伝票及び撤去メーターを返却して報告します。

上下水道局	第一環境(株)	口 径	取替数量	口 径	取替数量	口 径	取替数量
		13mmS		40mm		150mm	
		13mmL		50mm		200mm	
		20mm		75mm		250mm	
		25mm		100mm			

(様式4号)

発注No.	精算No.	受理No.
-------	-------	-------



字加入
字削除

(様式5号)

水道メーター取替業務に伴う付属修繕工事完了報告書 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 福山市上下水道事業管理者 様 報告者 (印) つぎのとおり修繕工事を施工しましたのでお届けします。							使	品	名	形	状	数量	番	号
工 事 場 所							材							
工 事 日 程								年 月 日 () 時 分から 時 分まで						
施 工 者														
工 事 内 容	番号	工 種 名		数量	番号	工 種 名		数量						
舗 装								<input type="checkbox"/> アスファルト <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 砂利 <input type="checkbox"/> インターロッキング						
カッター切断								アスファルト t= cm L= m <input type="checkbox"/> コンクリート t= cm L= m						
交通整理員								()人 ()時間 鋤さい t= cm L= m						
主任技術者・名前														
現場代理人・名前														
検査員・職名前							技師 (印)							
水道メーター取替業務に伴う付属修繕工事を契約書・仕様書・その他関係書類に基づき検査しました。														
検査年月日								※施行日数・時間等を記入のこと						
現場監督者・職名前							技師							
検査立会者・職名前							技師							

水道メーター取替付属修繕工事施工図

次のとおり施工しましたので報告します

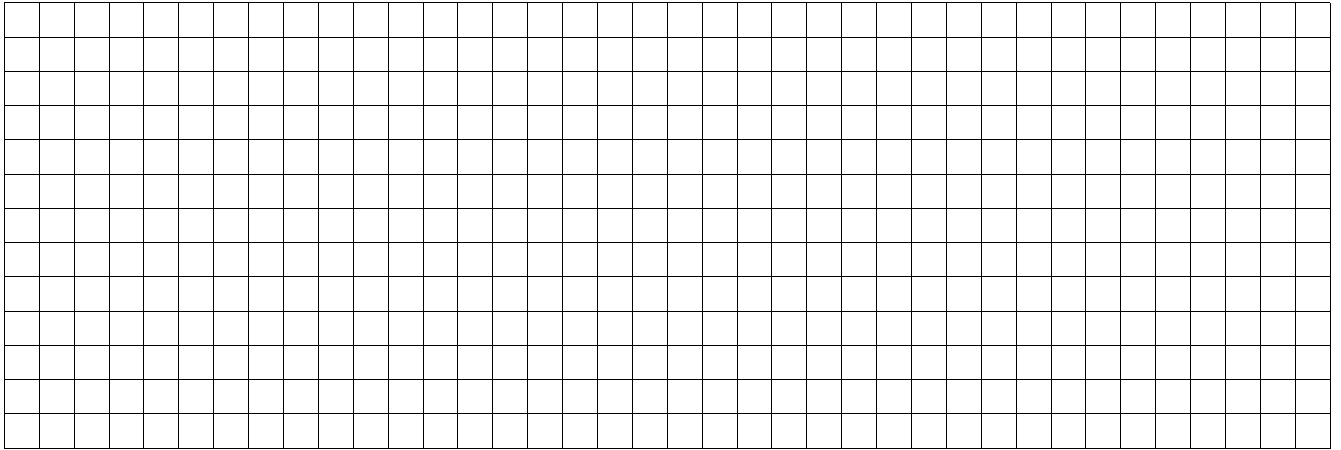
施工者 _____

工事年月日		口 径	
工事場所		使 用 者	
		水 栓 番 号	

コンクリート切開補修工 (タテ×ヨコ×厚さ)

()m×()m×()m

施工前



施工後

